

第 号
年 月 日

様

神戸町長

印

不許可通知書

年 月 日付けで許可申請(変更届)のあった行為については、土地区画整理法第76条第1項の規定により、許可しないので通知します。

記

(不許可理由)

(教示)

- この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条第1項の規定のより、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内以内に、岐阜県知事に対して審査請求することができます。
- この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に神戸町を被告（神戸町長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求した場合には、処分の取消しの訴えは、その審査に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。